

平成19年度「土砂災害防止月間」実施要領

1 目的

近年頻発する土石流、地すべり、がけ崩れ等の土砂災害による人命、財産の被害の現状にかんがみ、土砂災害防止に対する国民の理解と関心を深めるとともに、土砂災害に関する防災知識の普及、警戒避難体制整備の促進等の運動を強力に推進し、土砂災害による人命、財産の被害の防止に資することを目的とする。

2 期間

平成19年6月1日（金）から6月30日（土）まで

3 主催

国土交通省、都道府県

4 後援

内閣府、消防庁、文部科学省、厚生労働省、林野庁、全国知事会、全国市長会、全国町村会、日本郵政公社、日本放送協会、(社)日本新聞協会、(社)日本民間放送連盟、(社)全国治水砂防協会、(財)砂防・地すべり技術センター、(財)砂防フロンティア整備推進機構、NPO法人砂防広報センター、全国地すべりがけ崩れ対策協議会、(社)斜面防災対策技術協会、(財)建設技術研究所、(社)建設広報協議会、砂防ボランティア全国連絡協議会

5 運動のテーマ

みんなで防ごう土砂災害

6 実施内容

(1) 重点事項

近年、台風、梅雨前線豪雨、地震などにより全国各地で土砂災害が多発し、多くの尊い人命が失われている。特に、避難の遅れと高齢者等の災害時要援護者の被災への対応が課題となっている。

このような土砂災害の防止及び被害の軽減のためには、施設整備によるハード対策を着実に推進するとともに、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定に基づく土砂災害危険箇所の増加抑制、及び土砂災害ハザードマップ等による危険箇所・避難場所の周知、災害時要援護者の避難支援、住民の防災意識の高揚等、警戒避難体制の整備に係るソフト対策を推進することが重要である。

さらに、土砂災害対策の実効性を高めるためには、住民と行政がそれぞれの役割を認識し、常に情報を共有することが必要であり、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」が大切である。また、日頃から地域コミュニティーにおける協力体制の維持・強化を図り、地域防災力を向上させることが重要となる。

そのため、平成19年度土砂災害防止月間は、行政のみならず住民参加を主とする諸行事及び活動に重点を置き、住民や砂防ボランティア等の市民団体等と連携を図り、関係団体の緊密な協力を得て実施するものとする。

1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備等の推進

土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、土砂災害危険箇所の増加抑制を図るため、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に関する調査・指定を促進するとともに、ハザードマップ等の作成・配布、避難勧告等の早期発令、避難場所等の安全確保、災害時要援護者の避難支援等、警戒避難体制の整備を図る。また、土砂災害防止法の内容についての普及の強化を図るため、講習会等を開催する。

2) 情報の収集・伝達、共有化の推進

行政による土砂災害に関する各種情報の周知及び大雨時の情報伝達にとどまらず、住民と行政が、土砂災害危険箇所を自ら確認するなど、土砂災害に関する情報の共有化を図ることは、土砂災害防止を推進する上で重要なことである。このため、以下の施策の実施に努める。

① 土砂災害危険箇所、避難場所・避難経路等の周知・強化

土砂災害ハザードマップ等の配布、広報誌・ホームページ等への掲載等により、土砂災害危険箇所、避難場所・避難経路等に係る情報の住民への周知・強化を図る。なお、周知にあたっては、住民の理解と関心を深めるための説明会を開催する等の工夫を行う。

② 住民の早期避難に資するための情報収集・伝達体制の強化

土砂災害発生前に避難勧告等を発令し、住民の早期避難を確立するため、土砂災害警戒情報、前兆現象等を活用した土砂災害に関する情報の収集・伝達体制の強化を図る。

③ 住民と行政による土砂災害危険箇所、避難場所・避難経路の点検活動の強化

土砂災害危険箇所、避難場所・避難経路について、住民、砂防ボランティア等の市民団体、警察・消防等の関係機関との連携による点検活動の強化を図る。

3) 災害時要援護者の避難支援体制の整備

災害時要援護者及び災害時要援護者関連施設の避難支援については、早めの避難勧告等の発令が行えるよう、防災部局、福祉関係部局、教育部局等と土砂災害に関する情報の共有を図るとともに連携を強化する。このため、講習会の開催等による情報提供や情報伝達体制の整備等を一層強化する。

4) 自主防災組織等との連携強化

自主防災組織等の充実を図り、土砂災害に関する情報の伝達、避難支援等において連携を強化する。

5) 土砂災害に対する全国統一防災訓練の実施

土砂災害に対する警戒避難体制の強化を図るため、都道府県と市町村、气象台、警察、消防、自衛隊等の関係機関や地元自主防災組織と連携して、住民参加の土砂災害に対する全国統一防災訓練を5月27日(日)に実施する。

6) 土砂災害に関する防災教育、啓発活動の強化

住民への土砂災害に関する防災教育や啓発活動を通じて、事前の準備や早期避難の実施等、住民自ら適切な避難行動が判断できるためには防災教育や啓発活動が重要である。このため、以下の施策の実施に努める。

① 地域住民への防災教育の強化

災害発生前に住民が的確に行動するためには、日頃から防災に対する認識を深める必要がある。このため、防災意識の高揚を図ることを目的に、防災教育の強化を図る。

② 教育関係者への広報活動の強化

災害発生前に住民等が的確に行動するためには、日常からの備えが必要であり、学校教育等における防災教育が重要であることから、教育関係者への広報活動を強化する。

③ 土砂災害に関する啓発活動の強化

土砂災害の恐ろしさやその対策の必要性を啓発するとともに、土砂災害警戒避難体制を構築するため、説明会等を通じた啓発活動の強化を図る。また、地域に伝わる土砂災害の伝承の発掘・定着に努めるとともに、地域で発生した土砂災害の記録や教訓の周知を図る。

(2) 土砂災害防止推進の集い（全国大会）の開催

土砂災害防止推進の集い（全国大会）を6月6日（水）に石川県金沢市、現地研修会を6月7日（木）に金沢市内等において実施する。

(3) 土砂災害防止功労者の表彰

土砂災害の防止について、顕著な功績があった個人または団体を表彰する。

(4) 土砂災害防止に関する絵画・ポスター・作文の募集、表彰

全国の小・中学生を対象に、絵画・ポスター・作文の募集を行い、表彰する。

(5) がけ崩れ防災週間の実施

6月1日(木)から6月7日(水)までの一週間をがけ崩れ防災週間とし、がけ崩れ災害の防止に重点を置いて関係する行事及び活動を実施する。

(6) その他広報活動の推進

- ① パンフレット等の関係住民への配布、ホームページへの掲載、垂れ幕、ポスターの掲示等による広報を広く実施する。
- ② 郵便局、道の駅、コンビニエンスストア等との連携による広報や、「土砂災害110番」等の防災情報窓口の周知を実施する。
- ③ 講演会、見学会等を市民団体等と連携して実施するなど、地域の実状に応じた効果的な方法で実施する。
- ④ 新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等の報道機関の協力を得た広報を積極的に実施する。